

## 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」及び 「かながわボランティア活動推進基金 21 条例」について

### 1 「協働推進条例」見直しの経緯

- 平成 22 年 4 月「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」施行  
(施行日から 5 年を経過するごとに、条例の見直しを行う規定)
- 「かながわ協働推進協議会」に「条例見直し検討部会」を設置し、協議  
(平成 26 年 8 月～平成 27 年 8 月)
- 協議会からの「協働推進条例の対象の拡大を検討すること。」という意見を受け、県  
で検討した結果、条例改正予定

### 2 条例改正の内容(案)

「ボランティア団体等」の対象に、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を加える。

### 2 今後の条例改正スケジュールについて

平成 28 年 2 月神奈川県議会第 1 回定例会に「協働推進条例」見直し結果を報告  
平成 28 年度に「協働推進条例」改正

### 3 「基金 21 条例」の改正作業について

「協働推進条例」と「基金 21 条例」の対象である「ボランティア団体等」の定義が同  
じであることから、協働推進条例と併せて基金 21 条例の対象についても同様に改正する。

#### <参考>

##### ■「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」第 2 条第 2 項

「この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条に規定する特定非営利活動法人をいう。)、法人格を持たない団体及び個人をいう。」

##### ■「かながわボランティア活動推進基金 21 条例」第 2 条

「県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの(以下「公益を目的とする事業」という。)に自主的に取り組む特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、法人格を持たない団体及び個人(以下「ボランティア団体等」という。)の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金 21(以下「基金」という。)を設置する。」